

令和8年度不妊治療促進企業支援金交付申請要領

1 事業の概要

(1) 目的

職場での不妊治療の理解促進、不妊治療のための休暇制度の導入等、仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを推進する企業に対して、支援金を交付することにより、不妊治療の推進を図ります。

(2) 支援金の名称

不妊治療促進企業支援金（以下「支援金」という。）

(3) 支援金の交付要件

「健康づくりチャレンジ企業」に登録されている企業・団体であって、以下のア～エを満たした上、改正された就業規則は社内周知を行うこと。

※過去に本事業の適用を受けていない者に限ります。

ア 就業規則等に不妊治療休暇制度を新たに明記し申請年度中に導入すること（給与相当が補償される場合に限る）

イ 既にアを導入している場合は、不妊治療のための勤務形態の選択性等新たな取り組みを導入すること。

ウ 企業内の不妊治療支援を推進するため、経営者、人事労務者等が「不妊治療と仕事の両立支援研修動画（ひょうご仕事と生活センターホームページ掲載）」を視聴すること

※企業側の状況に応じて2種類以上は視聴すること

URL：<https://www.hyogo-wlb.jp/support/funin-chiryo>

エ ひょうご仕事と生活センターによる企業相談・研修を実施すること（過去1年度以内に実施済みの場合も可とする）

※“相談”とは、社内で不妊治療と仕事の両立支援を行う上での体制や環境整備についてセンターのコーディネーター、コンサルタント等から情報を得た場合を指します。単に、電話連絡を取った場合は含みません。

(4) 支援金の交付額

一律10万円（1回限り）

(5) 交付対象経費

就業規則の改正等不妊治療支援のための取組及び普及啓発に要する経費

2 申請等手続き

支援金に関する交付申請、交付の決定、交付、実績報告等については、別に定める令和8年度保健医療部補助金交付要綱に従って行います。

具体的な手順は次のとおりです。

(1) 事業計画の検討・作成

ア 健康づくりチャレンジ企業に登録されていない企業等は、登録手続きをお願いします。

イ 令和8年度中に支援金交付要件を満たす計画を立ててください。

(2) 支援金交付申請書類の提出

事業計画の内容が決定したら、支援金交付申請書類を提出してください。その際、令和8年度中に交付要件を満たす目処がたっていれば申請が可能です。

ア 提出書類

- ① 支援金交付申請書（別紙様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業計画書に定める添付書類（就業規則全文、社内啓発案等）
- ④ 誓約書
- ⑤ チャレンジ企業登録証
- ⑥ 債権者登録書（登録未の場合のみ）

イ 留意事項

- ① 申請様式は原則メールにより提出してください。
- ② 提出書類について、県から内容の問い合わせをする場合があります。
- ③ 県から提出書類の修正や資料の追加提出を求めることがあります。

ウ 提出先（問合せ先）

下記の2つのアドレス宛にご連絡ください。

兵庫県保健医療部健康増進課 保健指導班

kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

※ccに hokenshido@pref.hyogo.lg.jp

エ 提出時期

事業計画が決定したら速やかに提出してください。

支援金交付申請書類一式を提出し、交付決定を受けた後に、事業を実施していただくことになります。事業実施後の交付申請は認められませんので、ご注意ください。

(3) 審査・支援金交付決定

ア 申請された事業計画について、県が審査を行います。

イ 申請から支援金交付決定までは、1ヶ月を見込んでください。

ウ 審査の結果、支援金交付決定が認められない場合や事業計画の変更を求めることがあります。

(4) 支援金交付決定通知書の送付

審査の結果、申請された事業が支援金交付対象事業として承認されると、

県から支援金交付決定通知書(別紙様式第2号)を送付します。

なお、本通知書は、交付対象事業として承認されたことを通知するものであり、支援金の交付が確定されたわけではありません。

(5) 事業の実施

支援金交付決定通知書を受け取った後、県に提出した事業計画書に従って、事業を実施してください。

(6) 事業の変更、中止又は廃止

ア 事業実施内容が事業計画書の記載内容から変更になる場合、交付要件を満たす範囲内であれば、そのまま実施して差し支えありません。

交付要件を変えるような変更には支援金変更交付申請書(別紙様式第3号)を提出していただきますが、事前にご相談ください。

イ 万一、交付要件を満たす事業実施ができなくなった場合は、速やかに支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出してください。県において申請内容を確認のうえ、支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)を送付します。

(7) 事業実績報告書・支援金請求書の提出

事業を実施し終わったら、事業実績報告書と支援金請求書を提出してください。

ア 提出書類

- ① 支援金事業実績報告書(別紙様式第5号)
- ② 事業実績報告書(別紙2)
- ③ 事業実績報告書に定める添付書類(就業規則全文、社内啓発がわかる資料等)
- ④ 支援金請求書(様式第10号)

イ 提出期限

事業完了後1ヶ月以内又は令和9年4月9日のいずれか早い日

(8) 完了確認・支援金の支払い

ア 完了確認

事業実績報告書が提出された後、県は当該事業について完了確認を行います。

イ 支援金の支払い

事業が適正に実施されていることが確認されれば、県において支援金額を確定し、支援金請求書に基づき、指定された金融機関の口座に支援金を振り込みます。

遅くとも令和9年5月31日までに振り込みます。

3 問合せ先

兵庫県保健医療部健康増進課

TEL:078-341-7711 (内線 73812)

FAX:078-362-3913

Email:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

(CC : hokenshido@pref.hyogo.lg.jp)